

16 農林・水産

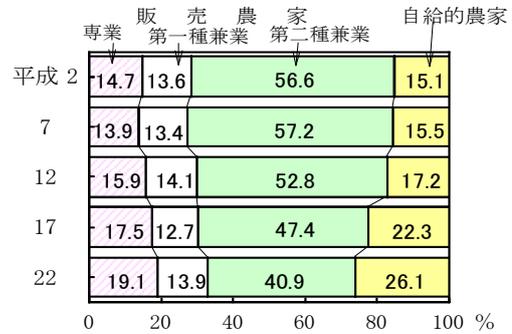
15. 農 家 数

世界農林業センサスによりますと、平成22年2月1日現在の総農家数は73,716戸で、平成17年と比較しますと、8,266戸(△10.1%)の減少となりました。

農家を販売農家、自給的農家別にみますと、販売農家数は54,462戸(73.9%)、自給的農家数は19,254戸(26.1%)でした。

さらに、販売農家を専業別にみますと、専業は14,075戸(19.1%)、第一種兼業は10,269戸(13.9%)、第二種兼業は30,118戸(40.9%)でした。

販売農家(専業・兼業別)、自給的農家数の割合



各年2月1日現在

年	農家 総数	販売農家				自給的 農家
		計	兼業別			
			専業	第一種兼業	第二種兼業	
平成2	117,294	99,631	17,264	15,923	66,444	17,663
7	104,553	88,396	14,571	14,059	59,766	16,157
12	91,850	76,042	14,613	12,956	48,473	15,808
17	81,982	63,674	14,372	10,451	38,851	18,308
22	73,716	54,462	14,075	10,269	30,118	19,254

年	経営耕地規模別					
	0.1~0.5ha	0.5~1.0ha	1.0~2.0ha	2.0~3.0ha	3.0ha以上	例外規定
平成2	36,017	33,064	34,171	10,228	3,118	696
7	32,267	28,903	29,423	9,462	3,899	599
12	28,986	24,459	24,821	8,560	4,401	623
17	9,199	19,833	20,602	7,652	5,132	1,256
22	6,718	16,078	17,909	6,959	5,874	924

- 注) 1. 平成7年は農業センサス、平成2・12・22年は世界農林業センサス、平成17年は農林業センサスによります。
2. 農家とは、経営耕地面積が10アール以上の農業を営む世帯または経営耕地面積が10アール未満であっても、調査期日前1年間の農産物販売金額が15万円以上あった世帯(例外規定農家)をいいます。
3. 販売農家とは経営耕地面積が30アール以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家を、自給的農家とは経営耕地面積が30アール未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家をいいます。
4. 兼業とは世帯員中に自営農業以外の仕事に従事する者がいる世帯で、農業所得を主とするものを「第一種兼業」、農業所得を従とするものを「第二種兼業」といいます。
5. 平成17・22年については、「経営耕地規模別」の内訳は販売農家のみで、「例外規定」は経営耕地面積が30アール未満の販売農家です。

資料 統計課「世界農林業センサス結果概要」,「農業センサス結果概要」,「農林業センサス結果概要」